

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サツドラホールディングス株式会社	コード	3544
提出日	2020/7/17	異動(予定)日	2020/8/12
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて監査等委員会設置会社に移行する議案及び、監査等委員である社外取締役として遠藤良治氏、関根純氏、山本明彦氏及び川上和夫氏を選任する議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	遠藤 良治	社外取締役	○													○		有
2	関根 純	社外取締役	○													○		有
3	山本 明彦	社外取締役	○							△								新任 有
4	川上 和夫	社外取締役	○													○		新任 有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		同氏は他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・透明性の向上に資すること、また、コーポレートガバナンスの強化などに活かしていただくべく、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏は2016年8月まで当社の重要な事業子会社の社外取締役として、客観的な立場から、経営に中立かつ公正な立場で助言をしていました。また、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
2		同氏は他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・透明性の向上に資すること、また、コーポレートガバナンスの強化などに活かしていただくべく、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
3	監査等委員である社外取締役の山本明彦氏は、当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行に2000年6月まで在籍し、その間、同行支店長などを歴任しておりました。	同氏はこれまでの当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストア及び他社における社外監査役としての実績を踏まえ、コンサルティング業における経営者として企業経営に対する十分な見識をもとに、当社の監査体制に活かしていただく、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏は当社の重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアの主要な取引先である株式会社北海道銀行を退職後、20年以上経過しており、同行に關与する立場にはなく、同行と特別な関係にはございません。当社及び重要な事業子会社である株式会社サッポロドラッグストアは複数の金融機関と継続的に取引を行っており、同行からの借入金は当社及び当該事業会社の借入金合計額の25.0%、また、同行が保有する当社株式の持株比率は約4.0%であり、当社及び重要な事業子会社は同行に依存しているものではなく、同行の意向が著しく当社及び重要な事業子会社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。加えて、同氏は2016年8月まで当社の重要な事業子会社の社外監査役として、中立かつ公正な立場で意見の提言をされており、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。
4		同氏は札幌国税局等において培ってきた税務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制に活かしていただき、当社の取締役の職務の執行の監査及び経営全般の監視に有効な助言をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。当社と同氏の税理士事務所との間においては、取引関係は無く、当社の意思決定に影響を及ぼすことはありません。同氏は当社の社外取締役として、中立かつ公正な立場で意見の提言、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、東京証券取引所が定める一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。